

川崎町の主な農林関係補助事業の概要

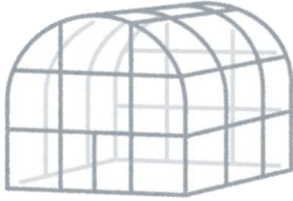
【令和7年度保存版】

本町では、川崎町地域水田農業ビジョンに基づき、農業者向けの各種補助事業を用意しております。
具体的な内容についてはお気軽にご相談ください。※予算の範囲内となります。

問合せ先：川崎町役場 農林課 84-2304

【農業振興関係支援：農業係】

No	事業名	事業内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
1	産地交付金	転作の団地化や振興特産作物、地力増進作物などの生産の定着、拡大を支援します	・水田活用の直接支払交付金の交付対象者 ・水田活用の直接支払交付金の交付対象面積	農林課に直接お問合せ下さい。
2	園芸特産振興事業	町の定める振興作物の生産拡大・品質向上を推進するとともに、園芸特産農業の担い手となる農家の経営基盤を強化するため経費を助成します。	【対象者】 町内に住所を有する農業者 【対象経費】 下記5品種の栽培に係る種苗費及び農業資材費 ①ブロッコリー ②たまねぎ ③ねぎ ④にんじん ⑤さつまいも	補助対象経費の1/2以内 （限度額は栽培面積による） ・栽培面積10a以上：5万円 ・栽培面積10a以下：5万円に栽培面積を乗じて1,000㎡で除した額
3	園芸作物実証事業	新たな園芸振興作物の選定に係るデータ採取を目的として、予算の範囲内において当該事業主体に対し助成金を交付します。	【対象者】 農協園芸関係部会、園芸生産組織等 【対象経費】 町が指定する作物及び栽培方法に要する次の経費 ①種苗費及び農業資材費など ②機械購入費（付属品を含む）	①1品目当たり30万円 ②50万円
4	農業用ハウス施設設置事業	各種作物の適正な育苗管理、高収益な野菜等の生産振興及び地場野菜等の出荷を促進し、農業者の所得向上を図るため、ハウス取得経費を助成します。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・今後5年以上農業生産に従事することが見込める者 ・町税の滞納が無い者 ・取得予定のハウスが49㎡以上である者 ・販売目的で農業生産を行う者 【対象経費】 農業用大型ハウス（張替え含む）、簡易パイプハウス及びこれらに付帯する灌水施設の資材購入費用、設置費用、修繕費用、被膜張替えに係る費用	・事業費の1/2（限度額30万円） ・1年度につき 1回のみ申請可能 ・同一施設は 1回のみ申請可能
5	低コスト稲作推進事業【新規】	稲作における省力化や生産コスト低減による農業経営の安定と、農業者の低コスト化による生産合理化や病害虫の共同防除体制を整備に資するため、機械導入費用を助成します。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・町内の農家3戸以上で組織する団体又は農業法人 ・概ね5ha以上の水稻（新規需要米を含む）を作付する者 ・今後3年以内に水稻作付面積を1ha以上拡大する計画を有する者 ・購入する機械等の操縦資格を持つ構成員を有する者 【対象経費】 ①低コスト技術導入型 省力化や低コスト化を目的とした6条植以上の規格の田植機の購入に要する経費 ②共同防除体制促進型 共同防除の実証を目的とした機械（農業用ドローン）の購入に要する経費	・1年度につき1回のみ申請可能 ①低コスト技術導入型 事業費の1/3（限度額150万円） ②共同防除体制促進型 事業費の1/3（限度額100万円）
6	スマート農業推進事業【新規】	スマート農業の導入により省力化・精密化など高品質生産の実現等を推進するため、機械導入費用を助成します。	【対象者】 認定農業者、地域計画に位置付けられる者、集落営農組織 【対象経費】 農林水産省が平成30年8月に公表した「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械等で、購入価格が50万円以上のもの	・事業費の1/2（限度額200万円） ・1年度につき1回のみ申請可能
7	生分解性マルチ導入支援事業【新規】	農作物栽培の省力化と廃プラスチック対策を推進するため、生分解性マルチの導入費用を助成します。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・町内に住所を有する者 ・販売目的で農業生産を行う者 ・町税を滞納していない者 【対象経費】 生分解性マルチの購入（当年度内に購入したものに限る）に要した経費	・事業費の1/2（限度額3万円） ・1年度につき1回のみ申請可能



【鳥獣被害対策支援：農業係】

No	事業名	事業内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
8	有害鳥獣被害防止施設導入事業	農作物等を有害鳥獣から保護し、安定生産と耕作放棄地の発生を防止等するため、農業を営む個人・農業者の組織団体等が設置する電気柵等の導入費用を助成します。	【対象者】 ①川崎町に住所または耕作地を有する者のうち、自身が所有する農地または耕作権を有する農地に電気柵等を設置する者 ②設置区域の耕作者数が3戸以上で、行政区等で一体となって、有害鳥獣防止施設の設置及び管理計画を作成した団体 【対象経費】 ・有害鳥獣防止施設の資材購入費用 ・有害鳥獣防止施設の設置費用 ・補助金を利用して設置した有害鳥獣防止施設で5年以上が経過したものの再購入・設置に係る費用	①個人：事業費の6/10（上限30万円） ②団体：事業費の8/10（上限160万円） ・設置場所の地目が農地であることが条件 ・団体の場合、地域全体が保全できるよう計画を立てていただきます
9	狩猟免許取得等支援事業	町内で活動する有害鳥獣捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許及びわな狩猟免許を取得した方に対して、免許取得にかかる費用を助成します。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・川崎町内に住所を有する者 ・有害鳥獣捕獲活動等に貢献することができる者 ・町税を滞納していない者 【対象経費】 ・狩猟免許受験手数料 ・講習会手数料（官城県猟友会主催に限る。） ・狩猟免許更新手数料 ・狩猟税及び手数料(免税となる実施隊入隊までの2年間)	経費の10/10以内 （第一種狩猟免許、わな狩猟免許の取得に係るもの）



【新規就農者確保・担い手支援：農業係】

No	事業名	事業内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
10	新規就農者育成総合対策事業 （経営開始資金）	新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、資金を定額交付します。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・49歳以下の認定新規就農者である者 ・独立・自営就農に位置づけられる者 ・青年等就農計画等の認定者 ・地域計画に位置づけられている者 ・生活費について、国の他の事業（生活保護等）と重複受給していない者 ・前年の世帯所得が600万円以下である者	最大3年間毎月12.5万円（年間150万円） ・夫婦（共同経営者であることが明確であること）が共に就農する場合は夫婦合わせて1.5人分支給 ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、それぞれに最大150万円を支給
11	新規就農者育成総合対策事業 （経営発展支援事業）	新規就農される方が機械や施設等を導入する際、経費を助成するものです。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・上記「経営開始資金」と同じ者 ・雇用就農資金、または経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けておらず、過去に受けたことがない者 ・本人負担分の経費について融資機関より融資を受ける者 【対象経費】 ・機械（軽トラを除く）、施設、家畜導入、機械等リース料等 ・整備内容ごとに事業費が50万円以上 ・法定耐用年数が5～20年のもの ・汎用性が低く、農業経営以外の用途には利用されないもの	機械導入等における公庫借入金の75%（国50%、県25%） 上限額1,000万円（経営開始資金の交付対象者は500万円） ・夫婦（共同経営者であることが明確であること）が共に就農する場合は夫婦合わせて1.5人分を上限とする ・複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、それぞれに対して補助対象事業費上限とする
12	新規就農者定着促進事業	新規就農者の就農定着を目的とし、農業用機械導入に必要な経費の一部を助成します。	【対象者】 ・認定新規就農者 【対象経費】 ・農業用機械購入費 ・農業用施設整備費	・事業費の1/2 ・新規就農者1人当たり100万円を限度 ・使用可能期間（耐用年数）が1年以上かつ取得金額が20万円以上のものが対象
13	農業担い手経営継承支援事業	経営を継承し、新規に認定農業者となった方を対象に、経営安定のための資金を交付します。	【対象者】 ・認定農業者の経営を継承し、新たに農業改善計画の認定を受けた認定農業者等 【対象経費】 農業改善計画に基づく必要と認められる経費	・対象となる経費の1/2 ・上限100万円 ・就農計画認定期間（5年間）に1回のみ申請可能
14	担い手農家シルバー人材センター利用補助金	農作業における人材を確保し、町内の農業者の経営安定及び経営規模の拡大を図るため、川崎町シルバー人材センター利用時の経費を助成します	【対象者】 ①認定農業者及び認定新規就農者 ②販売を行う農業者 【対象経費】 川崎町シルバー人材センターに支払う経費	補助対象経費の1/2 ①上限10万円 ②上限5万円

【畜産振興：畜産係】

No	事業名	事業内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
15	家畜自衛防疫推進事業 （アカバネ病予防ワクチン接種費用補助金）	町内の畜産農家が使用する妊娠牛のアカバネ病予防を推進するため、予防ワクチンの接種費用を助成します。	【対象者】 下記の要件を満たす者 ・畜産経営を営む者 ・町内に住所又は本社を有する者 ・町税を滞納していない者 【対象経費】 牛アカバネ病予防接種に要する費用	補助対象経費の1/2
16	自給飼料活用促進事業	畜産経営の安定化を図るため、畜産事業者及び飼料作物生産者が生産する粗飼料の種子購入に係る費用を助成します。	【対象者】 ・畜産事業者 ・町内畜産事業者へ供給する飼料作物の生産者 【対象経費】 牧草及び青刈りとうもろこしの種子購入費用	補助対象経費の1/2以内（上限5万円）

【日本型直接支払関係：土地改良係】

No	事業名	事業内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
17	多面的機能支払交付金	水路・農道等の維持管理や補修、植栽による景観形成等の地域活動の支援により、農業農村の多面的機能の維持・発揮と担い手の育成等の構造改革を後押しするため支援します。	【対象者】 5年以上活動を継続する農業者等で構成する組織 【対象経費】 農業の多面的機能を支える共同活動等の経費	農林課に直接お問合せ下さい。
18	中山間地域等直接支払事業	中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に構成する協定に対して交付金を交付します。	【対象者】 5年以上農業生産活動等を継続する農業者等で構成する集落協定及び個別協定 【対象経費】 農業生産活動等の活動経費	農林課に直接お問合せ下さい。



問合せ先：川崎町役場農林課
TEL：84-2304